

令和6年度匝瑳市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年7月23日制定

1 目的

この方針は、障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、障害者就労施設からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護・就労移行支援・就労継続支援を行うものに限る）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

本市が調達する物品等のうち、事務用品、食料品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

5 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、前年度の実績を上回ることを目標とする。

<参考>

令和5年度実績額 68,860円

6 調達の推進方法

本市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の内容など、各部署に対してその情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各部署に対して依頼する。

7 方針及び実績の公表

- (1) 方針を策定したときは、市ホームページ等により、公表する。方針の見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ次第、市ホームページ等により、公表する。

8 方針に関する担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉課とする。